

令和 7 年度 弁理士 試験 論文式筆記試験問題集

〔必須科目：特許・実用新案〕

《受験上の注意》

1. この問題集には、試験開始の合図があるまで手を触れないでください。
2. 試験開始の合図があったら、乱丁・落丁がないか確認してください。
試験時間中に問題集の印刷不鮮明、汚れ等に気付いた場合は、挙手の上、監督員の指示に従ってください。また、問題集は、どのページも切り離してはいけません。
3. この問題集には、弁理士試験が実施される日において施行されている特許法等に関する問題を2題掲載しています。
4. 試験問題の内容に関する質問には、試験後においても一切お答えできません。
5. 答案用紙への記載について、【問題Ⅰ】の解答は「1 問目」の答案用紙（青色）のみに、【問題Ⅱ】の解答は「2 問目」の答案用紙（赤色）のみに、それぞれ記載してください。
なお、答案用紙の追加は一切行いません。
6. 答案用紙への記載は、黒又は青インクのボールペンもしくは万年筆を用いて、丁寧に記載してください（消しゴム、インクを消せる筆記具、鉛筆、サインペンは使用不可）。
訂正する場合は、該当箇所にも二重取消し線を引いて訂正してください。
7. 答案作成検討（下書き）のため、答案構成用紙（A4判）を試験科目ごとに1枚配布します（追加配布はありません。）。
8. 試験時間は2時間です。
試験開始後60分間と終了前10分間は、退室できません。
なお、試験時間中のトイレは原則禁止します。ただし、やむを得ない場合や体調不良の場合等には挙手の上、監督員の指示に従ってください。
9. 試験時間中は、受験票、筆記具、時計、弁理士試験用法文集及び監督員から許可されたもの以外は、机の上に置かないでください。
また、携帯電話及びウェアラブル端末機等の通信機器並びに電子機器類の使用はできません。
監督員の指示に従って必ず電源を切ってかばんの中にしまってください。
なお、試験時間中に監督員から許可されているもの以外が机の上に置いてある場合や通信機器又は電子機器類を用いたと疑われる場合は不正行為とみなされることがあります。
10. アラーム付きの時計はアラームが鳴らないようにしてください。
11. 不正手段により試験を受けている者又はその疑いのある者に対しては、試験を停止します。
また、試験後、不正手段により試験を受けたことが判明した場合は、合格の決定を取り消します。
12. 試験時間中の喫煙及び飲食は厳禁とします。ただし、水分補給のため、ふた付きのペットボトル又はマイボトル1本（500ml程度）に限り飲むことができます。500mlを大幅に超える場合は撤去される場合があります。
ペットボトル等は、机の上に置かず、必ずふたをしめて足下に置き、こぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないように十分注意してください。
13. この問題集及び答案構成用紙は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。
ただし、途中退室する方で、持ち帰りを希望する場合は、問題集及び答案構成用紙の上部余白に受験番号及び氏名を記載し、答案構成用紙を問題集に挟んで監督員に預け、本科目の試験時間終了後、受験者が退室してから5分以内に、受験票を持参の上、試験を受けた試験室に取りに来てください。
なお、受験者退室後5分以上経過してからの持ち帰りはできませんので御注意ください。

令和 7 年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[特許・実用新案]

【問題 I】

以下の設問に答えよ。解答は、いずれも法令上の根拠を提示し、その要件に各設問の事実を当てはめて、結論を導き出すこととする。ただし、問題に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

なお、解答では、特許法を「特」、特許法施行規則を「特施規」、特許登録令を「特登令」、特許登録令施行規則を「特登施規」、実用新案法を「実」、実用新案法施行規則を「実施規」のように省略してよい。

- 1 出願人 **甲** は、請求項 1 に「切削刃形状 **X** を有する切削工具」を記載し、請求項 2 に「ベルトコンベア **Y** を用いた切削屑の回収方法」を記載した実用新案登録請求の範囲と、考案の名称及び考案の詳細な説明のみを記載した明細書と、考案の概要のみを記載した要約書とを願書に添付して実用新案登録出願 **A** をした。請求項 1 及び請求項 2 に係る考案における特別な技術的特徴は、それぞれ「切削刃形状 **X**」及び「ベルトコンベア **Y**」であった。

特許庁長官は、出願 **A** について、実用新案に関する法令に規定する要件を満たしていないという理由により、補正をすべきことを命じた。

この場合、出願 **A** には、実用新案に関する法令上、どのような要件違反があったと考えられるか、説明せよ。

なお、解答では、請求項 1 及び請求項 2 に係る考案をそれぞれ「考案 **イ**」及び「考案 **ロ**」と表記してよい。

【 4 5 点】
(次頁へ続く)

2 パリ条約の同盟国 **X** の国民であり日本国に居所を有する **甲** は、特許請求の範囲及び明細書に発明 **イ** を記載した特許出願 **A** を日本国特許庁にした。その後、**甲** は、請求の範囲に発明 **イ** を記載し、明細書に発明 **イ**、**ロ**、**ハ** を記載した特許出願 **B** を、**X** 国の特許庁に適式にした。その後、出願 **A** について特許査定がなされ、特許権 **P** の設定の登録がなされた。その後であって出願 **A** の出願日から 1 年以内に、**甲** は、特許請求の範囲及び明細書に発明 **イ**、**ロ**、**ハ** を記載した特許出願 **C** を日本国特許庁にした。以上を前提に、以下の各設問に解答せよ。

ただし、各設問はそれぞれ独立しているものとする。

- (1) 出願 **C** は、出願 **A** に基づく優先権の主張を伴うものであった。この場合、出願 **C** における出願 **A** に基づく優先権の主張の手続は、どのように扱われるか。
- (2) 出願 **C** は、出願 **B** に基づく優先権の主張を伴うものであった。**甲** は、出願 **C** の特許請求の範囲を発明 **ロ** と補正すると同時に、出願 **C** の一部を分割して新たな特許出願 **D** をした。その特許請求の範囲には発明 **ハ** が記載されていた。この場合、**甲** は、出願 **D** に係る発明 **ハ** に関して、出願 **B** に基づく優先権の主張の利益を享受することができるか。パリ条約の規定に言及しつつ解答せよ。
- (3) **甲** と **乙** は、特許権 **P** を **甲** から **乙** に譲渡する契約を締結したので、特許権の移転に関する手続きを行いたいと考えた。この場合、**乙** は、単独で特許権 **P** の移転に関する申請を行うことができるか。手続きに必要な様式を参照しつつ解答せよ。

【 5 5 点】

(【問題Ⅱ】へ続く)

【問題Ⅱ】

- 1 **甲**は、特許権**P**の特許権者である。**甲**は、特許権**P**につき、特許請求の範囲全部について、**乙**に専用実施権を設定した。

特許権**P**及び**乙**の専用実施権は有効に存続しているものとする。

丙は、特許権**P**には、特許法第123条第1項第2号に定める同法第29条第2項の無効理由が存ずるとして、**甲**に対し、特許庁に、特許権**P**に係る発明の特許についての無効審判を請求した。

以上を前提に、以下の各設問に答えよ。

また、本問題文に示されていない事実をあえて仮定して論じる必要はない。

- (1) **丙**の請求した無効審判の手續に**乙**は関与することができるか、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。
- (2) **乙**は、無効審判請求における無効理由に対する**甲**の反論の主張について、適切かつ十分な反論となっているか、その実効性に疑問を持ち、当該無効審判請求の手續において**甲**の主張とは異なる主張をすることを考えている。**乙**によるその主張は可能か。理由とともに説明せよ。

【25点】
(次頁へ続く)

2 甲は、「構成Aを備える装置α」（以下、装置α）の製造販売を行っていたところ、装置αに構成Bを付加することにより、試料中の物質Xの検出に使用できることを知見し、「構成Aと構成Bとを備える物質Xの検出装置β」（以下、装置β）の発明イを完成させた。その後、甲は、発明イについて、特許出願を行った。

発明イについての特許出願後、甲は、開発品である装置βの商用化に向けた試験を行うために、乙と共同研究契約を結んだ。当該共同研究契約は、所定の期日までに装置βを物質Xの検出に使用できることを実証することを目的とし、装置βの一般販売開始まで装置βに関する秘密保持義務を乙に課すとともに、実証実験で得られたデータについては甲及び乙の間で、共同研究契約期間終了後も秘密保持義務が課されているものの、得られたデータの使用については特段の定めがなかった。

甲は、上記共同研究契約期間終了後、装置βの試作品の貸渡しを開始したが、現時点において、一般販売には至っていない。

一方、乙は、上記共同研究契約期間終了後に、前記実証実験で得られたデータを解析したところ、装置βを用いて得られたデータに処理Cを行うことにより、試料中の物質Xの存在から従来は予測し得なかった特性Yの評価ができることを思いがけず知見し、実際に、物質Xを含む試料について装置βを用いて得られたデータに処理Cを行うことにより特性Yを評価して、「構成Aと構成Bとを備える物質Xの検出装置βを用いて得られたデータに処理Cを行う特性Yの評価方法γ」（以下、方法γ）の発明ロを完成させた。乙は、発明ロについて特許出願を行い、その後、特許権Pの設定登録がされ、現時点において、特許権Pは存続している。

以上を前提に、以下の設問に答えよ。ただし、設問(1)、設問(2)はそれぞれ独立しているものとする。

(1) 甲は、装置βの試作品の貸渡しを行っていたところ、特許権Pの存在を知った。甲は特許権Pに係る発明ロが、一般販売されていない装置βを構成として含むため、甲自身も発明ロの発明者の一人であり、特許法第74条第1項の規定に基づく特許権Pの持分の移転を請求したいと考え、弁理士に相談した。

弁理士は、当該請求は認められないだろうと回答した。当該請求が認められない理由を、特許法上の観点から具体的に説明せよ。

(次頁へ続く)

(2) **丙**は、物質**X**を含有する商品**Z**を製造販売する業者である。

特許権**P**の設定登録後、**丙**は、装置**β**の試作品を知り、その試作品を用いれば特性**Y**の評価に使用できるのではないかと考え、**甲**からその試作品を借り受け、特性**Y**の評価に使用し、合格した商品**Z**を販売している。

この場合、次の問いに答えよ。ただし、抗弁事由については検討しなくてもよい。

(a) **乙**の**丙**に対する特許権**P**に基づく差止請求は、どのような場合に認められるか、請求の対象となる行為と併せて、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。なお、**丙**は、特許権**P**についての実施権の許諾を受けていないものとする。

(b) (a)の差止請求が認められるとき、**乙**は**甲**に対し、どのような場合に特許権**P**に基づく差止請求をすることができるか、特許法上の根拠条文を挙げて説明せよ。

【 7 5 点】